

議案第262号

大阪市立環境学習センター条例を廃止する条例案

大阪市立環境学習センター条例（平成9年大阪市条例第33号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の期間に係る大阪市立環境学習センターの使用料については、なお従前の例による。

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

環境学習センターを廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市立環境学習センター条例

(設 置)

第1条 大阪市立環境学習センター（以下「センター」という。）を大阪市鶴見区緑地公園に設置する。

(目 的)

第2条 センターは、環境に関する教育及び学習の振興を図るとともに、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体の環境への負荷の低減に資する活動を支援することにより、良好な都市の環境の保全及び創造並びに地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 環境学習に関する情報その他の環境に関する情報の収集及び提供
- (2) 環境に関する知識の普及及び啓発
- (3) 環境学習に関する相談及び指導
- (4) 環境学習に関する調査及び研究
- (5) 関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備
- (6) その他市長が必要と認める事業

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、第14条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、センターの設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又はセンターの効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第5条 センターの供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) センターの研修室（以下「研修室」という。）並びにセンターの図書室及びビデオライブラリー 午前10時から午後8時30分まで（日曜日、土曜日及び休日にあつては、午前10時から午後5時まで）

(2) その他のセンターの施設 午前10時から午後5時まで

2 前条第2項及び第3項の規定は、センターの供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第5条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項」と読み替えるものとする。

（入館の制限）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物、附属設備又は展示品を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

（使用の許可）

第7条 研修室を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 研修室を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 環境についての講演会、講習会等を開催しようとする者
- (2) その他環境の保全等に関する活動のため研修室を使用しようとする者で指定管理者が適当と認めるもの

（使用許可の制限）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、研修室の使用を許可してはならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- (5) その他不適當と認めるとき

(使用許可の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、研修室の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第7条の許可を受けたとき
- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(意見の聴取)

第9条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第8条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第8条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(使用料)

第10条 研修室の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(附属設備の使用)

第11条 使用者は、市規則で定める使用料を前納して附属設備を使用することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがある。

(管理の代行)

第14条 センターの管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第15条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) センターの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間

(4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格

(5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

（指定申請）

第16条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、センターの管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

（欠格条項）

第17条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの

(3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第1号に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

（指定管理予定者の選定）

第18条 市長は、第16条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

(1) 住民の平等な利用が確保されること

(2) 第2条の目的に照らしセンターの効用を最大限に発揮するとともに、センターの管理経費の縮減が図られるものであること

(3) センターの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

（指定管理者の指定等の公告）

第19条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げるセンターの事業の実施に関する事
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関する事
- (3) その他センターの管理に関する事

(施行の細目)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

別表 (第10条関係)

研修室の使用料			
午前	午後	夜間	終日
4,800円	9,600円	6,000円	18,900円

備考 この表において、「午前」とは午前10時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後8時30分までをいい、「終日」とは午前10時から午後8時30分までをいう。